

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年2月8日 16時40分ごろ
発生場所	広島県呉市尾久比島南方沖 鴨瀬灯台から真方位080° 250m付近 (概位 北緯34° 08.7′ 東経132° 45.6′)
事故の概要	引船つき丸は、台船CK-2号をえい航して西進中、つき丸が浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 つき丸、19トン 292-50127広島、中野汽船有限会社 B 台船 CK-2号、総トン数不詳（長さ25m） なし、興南工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約210cm（呉）
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、A船の船尾部にB船をえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して西進中、船長Aが、GPSプロッターを作動させ、慣れた海域なので、ふだんどおり目視のみで航行し、尾久比島と鴨瀬の中央に向けたつもりでいたところ、A船が鴨瀬付近の浅所に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首約0.95m、船尾約2.70mであった。
分析	A船引船列は西進中、船長Aが、目視に頼って航行していたことから、尾久比島と鴨瀬の中央に向けたつもりでいたものの、鴨瀬側に寄って航行しており、A船が鴨瀬付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が西進中、船長Aが、目視に頼って航行していたため、尾久比島と鴨瀬の中央に向けたつもりでいたものの、鴨瀬側に寄って航行しており、A船が鴨瀬付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、GPSプロッターを活用して船位の確認を適切に行うこと。